

第80回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時00分
受付開始：午前9時00分

開催場所

三重県名張市南町822番地の2
名張産業振興センター 1階多目的ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

株主総会にご出席されない場合

インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時10分まで

目次

第80回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	16
計算書類	31
監査報告	33

証券コード 6325
2024年6月3日

株 主 各 位

三重県名張市夏見2828番地
株式会社 9カキ9
代表取締役社長 藤澤 龍也

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時10分までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時00分）
2. 場 所 三重県名張市南町822番地の2
名張産業振興センター 1階多目的ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第80期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.takakita-net.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6325/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「タカキタ」または「コード」に当社証券コード「6325」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ② 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ④ 計算書類の「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前および修正後の事項を前記の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

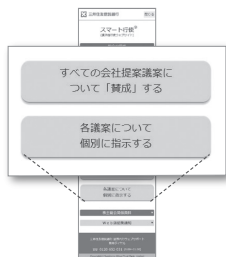
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

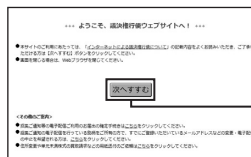
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置づけており、経営基盤の強化を図り株主資本の充実に努めることにより、将来にわたり継続的、安定的に適正レベルの配当を実施することを基本方針としております。

つきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当事業年度の期末配当およびその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当について、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。
これにより、中間配当5円を加えた年間の配当金は、1株につき15円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 10円 配当総額 110,937,820円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 500,000,000円
増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 500,000,000円

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の柔軟な運営を可能とすることならびに意思決定の客観性および透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の議長につき、代表取締役以外の取締役ににおいても務めることができるよう、必要な変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、各取締役候補者は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会にて決定したものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	ふじさわ たつや 藤澤 龍也	代表取締役社長	再任
2	まつもと みつお 松本 充生	取締役会長	再任
3	ますみつ りょう 益満 亮	取締役専務執行役員 管理本部長	再任
4	なしはら ひろかつ 梨原 弘勝	取締役常務執行役員 軸受部担当 兼 経営企画室長	再任
5	ふじわら やすひろ 藤原 康弘	取締役執行役員 開発本部長	再任
6	りゅうしま だいじ 柳島 大司	執行役員 製造本部長 兼 本社工場長	新任

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1



再任

ふじ さわ たつ や
藤澤 龍也 (1971年8月12日生)

所有する当社の株式数… 19,400株
在任年数…………… 3年
取締役会出席状況…………… 16/16回

略歴、当社における地位および担当

1994年4月	当社入社	2021年6月	当社取締役執行役員海外営業本部担当兼営業本部長兼本州営業部長
2019年4月	当社営業本部本州営業部長	2023年4月	当社取締役執行役員海外営業本部担当兼営業本部長
2019年6月	当社執行役員営業本部長兼本州営業部長	2023年6月	当社取締役常務執行役員製造開発本部・海外営業本部担当兼営業本部長
		2024年4月	当社代表取締役社長(現任)

取締役候補者とした理由

藤澤龍也氏は、社内で融和を図りつつリーダーシップを発揮できる人望と行動力、そして長年にわたる営業部門での豊富な経験と幅広い知見、業界への精通と築き上げた人脈等を有しております。また、代表取締役社長として経営の指揮を執り、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社の持続的な企業価値の向上を図る役割を務めており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

2



再任

まつ もと みつ お
松本 充生 (1956年1月6日生)

所有する当社の株式数… 68,000株
在任年数…………… 19年
取締役会出席状況…………… 15/16回

略歴、当社における地位および担当

1978年4月	当社入社	2008年6月	当社常務取締役農機事業部担当兼営業部長
2004年10月	当社営業部長	2010年4月	当社常務取締役農機事業部担当
2005年6月	当社取締役貿易部担当兼営業部長	2011年4月	当社代表取締役社長
2007年6月	当社取締役技術部、貿易部担当兼営業部長	2024年4月	当社取締役会長(現任)

取締役候補者とした理由

松本充生氏は、取締役会のガバナンス確保の役割を担う取締役会長として、経営の安定化、持続的発展に対して今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

3



再任

ます みつ
益満

りょう
亮

(1958年6月12日生)

所有する当社の株式数… 43,000株
在任年数…………… 13年
取締役会出席状況…………… 16/16回

略歴、当社における地位および担当

1981年4月	当社入社	2017年6月	当社取締役常務執行役員製造本部長
2009年7月	当社製造部長	2018年4月	当社取締役常務執行役員製造開発本部長
2011年6月	当社取締役製造部長	2021年1月	山東五征高北農牧機械有限公司副董事長(現任)
2013年7月	当社取締役製造本部長兼本社工場製造部長	2022年6月	当社取締役専務執行役員製造開発本部長
2014年6月	当社取締役執行役員製造本部長兼本社工場長	2023年6月	当社取締役専務執行役員管理本部長(現任)
2016年10月	山東五征高北農牧機械有限公司董事		

重要な兼職の状況

山東五征高北農牧機械有限公司 副董事長

取締役候補者とした理由

益満 亮氏は、当社の製造部門で豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、経理・財務および人事総務の管理部門の経験と知見も有しており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

4



再任

なし はら ひろ かつ
梨原 弘勝 (1963年6月22日生)

所有する当社の株式数… 3,600株
在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 16/16回

略歴、当社における地位および担当

1986年4月	株式会社南都銀行入行	2019年6月	当社執行役員内部監査室長兼品質保証室長兼経営企画室長代理
2017年3月	同行プライベートバンキング部長	2019年10月	当社執行役員品質保証室長兼経営企画室長代理
2018年4月	南都リース株式会社取締役統括部長	2020年6月	当社取締役執行役員軸受部・品質保証室担当兼経営企画室長
2018年10月	当社へ出向、当社経営企画室長代理	2023年6月	当社取締役常務執行役員軸受部担当兼経営企画室長(現任)

取締役候補者とした理由

梨原弘勝氏は、長年従事した金融機関で培った財務および会計に関する知見と当社経営企画部門等における幅広い経験を有しており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者となりました。

候補者
番号

5



再任

ふじ わら やす ひろ
藤原 康弘 (1970年9月12日生)

所有する当社の株式数… 5,100株
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 12/12回

略歴、当社における地位および担当

1995年4月	当社入社	2024年4月	当社取締役執行役員開発本部長(現任)
2021年4月	当社製造開発本部開発部長		
2022年6月	当社執行役員製造開発本部開発部長		
2023年6月	当社取締役執行役員製造開発本部開発部長		

取締役候補者とした理由

藤原康弘氏は、当社の開発部門で豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

りゅう しま
柳島

だい じ
大司

(1976年3月18日生)

所有する当社の株式数…

4,800株



新任

略歴、当社における地位および担当

2001年4月 当社入社
2022年4月 当社製造開発本部製造部
本社工場長（部長）
2023年6月 当社執行役員製造開発本部
製造部長兼本社工場長
2024年4月 当社執行役員製造本部長兼
本社工場長（現任）

取締役候補者とした理由

柳島大司氏は、当社の総務部門や中国の合弁会社で豊富な経験と幅広い知見を有しているとともに、優れた統率力を活かし、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、各取締役候補者が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。なお、当社は、当該保険契約を2024年7月に更新する予定です。

第4号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役服部永次氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

は っ と り え い じ
服部 永次 (1943年10月17日生)

所有する当社の株式数… 一株
在任年数… 4年
取締役会出席状況… 16/16回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当

1966年4月	株式会社南都銀行入行	2009年6月	奈良県社会保険労務士会会長(現任)
1998年6月	同行取締役	2015年6月	全国社会保険労務士会連合会常任理事
2002年6月	南都スタッフサービス株式会社取締役社長	2020年6月	当社社外取締役[監査等委員](現任)
2005年6月	同社取締役会長	2023年6月	全国社会保険労務士会連合会副会長(現任)
2005年12月	はっとり社会保険労務士事務所(現任)		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

服部永次氏は、長年従事した金融機関で培った財務および会計に関する知見と社会保険労務士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、その長年の経験と見識から、当社の経営に対する様々な助言および意見を頂いております。これらのことから引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

選任後は社外取締役として、社会保険労務士等の長年の経験や見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場と、特に労務管理について専門的な観点から業務執行やガバナンス体制に対する監査・監督、ならびに当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待しております。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 服部永次氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、服部永次氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、服部永次氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、監査等委員である取締役候補者が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査等委員である取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。なお、当社は、当該保険契約を2024年7月に更新する予定です。

【ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス】

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	地位	取締役が有する知識・経験・能力						
		全般経営	開発・製造	マーケティング・営業	財務・会計	人事・労務	リスク マネジメント・ 内部統制	法務・ ガバナンス
藤澤 龍也	代表取締役社長 指名・報酬委員	○	○	○				
松本 充生	取締役会長 指名・報酬委員	○	○	○				○
益満 亮	取締役 専務執行役員	○	○		○	○		
梨原 弘勝	取締役 常務執行役員	○					○	○
藤原 康弘	取締役 執行役員	○	○					
柳島 大司	取締役 執行役員		○					
沖 篤義	取締役 (常勤監査等委員)	○			○	○	○	○
沖 恒弘	社外取締役 (監査等委員) 独立役員 指名・報酬委員				○		○	
服部 永次	社外取締役 (監査等委員) 独立役員 指名・報酬委員	○				○		○
向井 太志	社外取締役 (監査等委員) 独立役員 指名・報酬委員						○	○

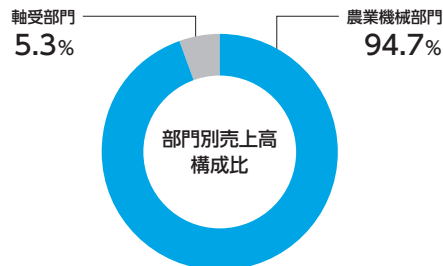
以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

	第80期 (2023年度)	前事業年度比
売上高	84億82百万円	9.7%増
営業利益	9億72百万円	59.7%増
経常利益	10億30百万円	53.0%増
当期純利益	6億92百万円	45.5%増



(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化に向けた動きや雇用・所得環境が改善する中で緩やかな回復基調にありましたが、ウクライナ・中東情勢の問題や円安の進行によるエネルギー・原材料価格の高止まりや、世界的な金融引き締めによる海外景気の下振れリスクが懸念される等、先行き不透明な状況が継続いたしました。

このような情勢のもと、当事業年度は、2033年3月期に迎える当社創業120周年を見据えて新たに策定した長期経営計画「Offensive120」のスタート年度として、『やり切る執念 次代へ挑戦 Offensive120』をスローガンに、売上・利益の拡大、業務改善と生産性の向上、人的資本への投資、部門経営の高度化、社会貢献に取り組んでまいりました。

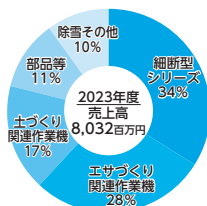
農業機械事業におきましては、牧草梱包作業機ロールベアラ等（エサづくり関連作業機）の売上が減少したものの、耕畜連携・循環型農業による強い農業づくりに寄与する細断型シリーズの売上が伸長したことに加え、除雪作業機の早期受注活動が売上に寄与し、売上高は増収となりました。軸受事業におきましては、得意先からの受注が減少し、減収となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、84億82百万円と前事業年度に比べ9.7%の増収となりました。利益面におきましては、人件費の増加に加え、エネルギーコスト上昇や円安による原材料・調達部品価格の高騰の影響を受けましたものの、売上高の増加や製品輸送の効率化、そして製品価格改定の効果もあり、営業利益は9億72百万円と前事業年度に比べ59.7%の増益、経常利益は10億30百万円と前事業年度に比べ53.0%の増益、そして当期純利益は、賃上げ促進税制の適用による税額控除もあり6億92百万円と前事業年度に比べ45.5%の増益となりました。

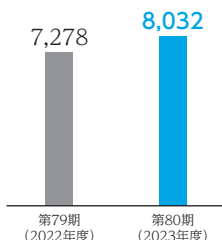
部門別の状況

農業機械部門

部門内売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



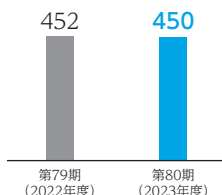
国内売上高につきましては、国の畜産クラスター事業*の採択が進み、農業経営改善のための国産飼料増産と食料自給率向上、そして耕畜連携・循環型農業による強い農業づくりに寄与する汎用型微細断飼料収穫機や細断型ホールクロープ収穫機等（細断型シリーズ）の売上が伸長したことに加え、除雪作業機スノーブロワの早期受注活動が売上に寄与し、国内売上高は増収となりました。海外売上高につきましては、韓国市場における細断型シリーズの伸長や北米等の新規市場への売上により、増収となりました。

農業機械事業全体の売上高は80億32百万円と前事業年度に比べ10.4%の増収となりました。

* 畜産クラスター事業…政府による畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

軸受部門

売上高 (単位：百万円)



得意先からの受注が減少し、売上高は4億50百万円と前事業年度に比べ0.4%の減収となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、1億13百万円であります。

その主なものは、本社従業員駐車場の移転工事（36百万円）等であります。

また、2024年3月15日開催の取締役会において、本社敷地内に生産力増強に寄与する溶接工場の新設を決議いたしました。その設備投資の総額は5億6百万円で、2025年1月に竣工する予定であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

なお、2024年4月30日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（普通株式200,000株、処分総額98百万円）を行うことについて決議いたしました。

④ 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境につきましては、国内経済は賃金の上昇や消費者マインドの回復が期待される一方で、海外情勢による物価上昇や金融資本市場の変動による影響が懸念される等、不透明な状況が続くものと想定しております。

農業機械事業における国内市場につきましては、国内農業従事者の高齢化や農家戸数の減少といった構造的な要因に加え、農家経営における重いコスト負担や人手不足が顕在化するなど、業界を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。

この様な状況のもと、持続可能な産業基盤の構築に貢献するために、高品質な自給飼料の増産と食料自給力の向上、そして耕畜連携・循環型農業に寄与する細断型シリーズの一層の増販や、国の環境政策「みどりの食料システム戦略」に基づく有機農業取組面積拡大目標に向けた有機肥料散布機等の土づくり関連作業機の増販、果樹・畑作・水田市場への製品提案等により、売上拡大を図ってまいります。また、市場環境の変化やスマート農業に対応するICT技術の開発、新製品の市場投入に取り組み、ブランド力の向上に努めてまいります。

海外市場につきましては、韓国・欧州市場を含めた既存市場への新製品提案と増販、そして北米、中南米、インド、ASEAN等の新規市場への販路拡大に取り組んでまいります。

軸受事業につきましては、徹底した納期・品質管理のもと、受注量の維持・拡大と生産性向上による利益水準の改善に取り組んでまいります。

利益面におきましては、人材育成や生産性の向上、DX促進と業務改革・働き方改革の実践実行による一層の原価低減活動に努め、利益の確保をはかってまいります。

また、サステナビリティとして、引き続き環境負荷軽減につながる製品開発や設備投資等を推進するとともに、従業員の健康維持、労働環境の向上、教育・育成への投資等の具体的課題を通して持続可能な事業活動に取り組んでまいります。

なお、2023年4月に創業120周年を見据えた長期経営計画「Offensive120」を策定しました。そして、2024年3月期から2026年3月期までの3年間を中期事業計画と位置付けて、「やり切る執念 次代へ挑戦 Offensive120」をスローガンに2026年3月期の財務目標として売上高85億円、営業利益率8.5%、ROE10%以上を目指し、事業の持続的な成長・発展と企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

長期経営計画「Offensive120」 (2023年4月から2033年3月)

近年、社会や経済、地球環境は大きく変化し、多くの問題が浮き彫りになっています。

環境問題への対応、食料自給率の向上、持続可能な農業基盤の構築など、農業機械業界に関わる当社の社会的使命は、これまで以上に重要性を増しています。

このような環境下で、当社のあるべき姿を実現し、これらの課題に取り組むために、「Offensive120」を策定しました。

ビジョン

〔貢献〕 社会の課題を独自の価値観による製品提案で解決する

社会が直面する課題を解決するために、独自の価値観を基にした製品提案を行います。これにより、持続可能な社会の実現に向けた貢献を果たし、より良い未来を創造します。

〔信頼〕 製品開発でグローバルニッチ市場のニーズに応える

世界に通用する品質・コスト・納期を実現させブランドの浸透を図り、各国・地域が抱える農業の課題解決に貢献します。

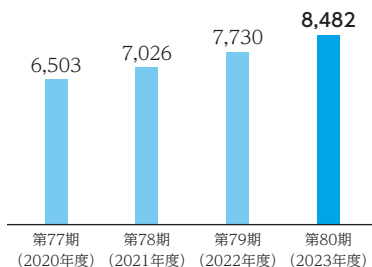
〔CS〕 お客様の「期待」を超える製品・サービスを提供する

生産現場のニーズを汲み取り、新機軸の製品、ソリューション提案を実施し、持続可能な農業の実現に貢献します。

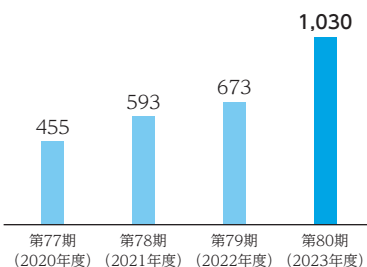
以上のビジョン実現に向けた経営基本戦略として、国内の農機ビジネスをコア事業としながらも海外市場への拡大・展開を図り、創業120周年を迎える2033年3月期までに売上高100億円超、営業利益10億円超の達成を目指してまいります。

(2) 財産および損益の状況の推移

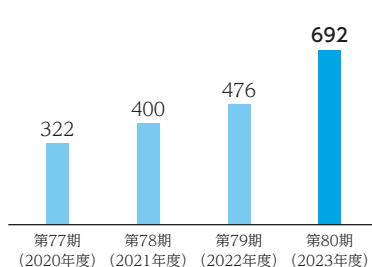
売上高 (単位：百万円)



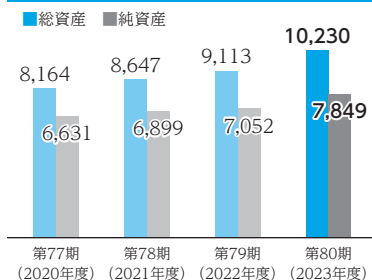
経常利益 (単位：百万円)



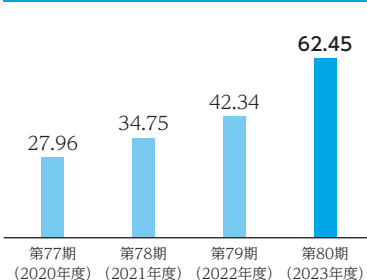
当期純利益 (単位：百万円)



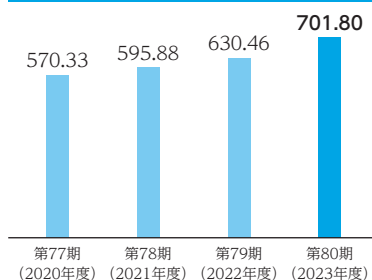
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



区 分	第 77 期 (2020年度)	第 78 期 (2021年度)	第 79 期 (2022年度)	第 80 期 (当事業年度) (2023年度)
売上高 (百万円)	6,503	7,026	7,730	8,482
経常利益 (百万円)	455	593	673	1,030
当期純利益 (百万円)	322	400	476	692
ROE (%)	5.1	6.0	6.9	9.4
1株当たり当期純利益	27円96銭	34円75銭	42円34銭	62円45銭
総資産 (百万円)	8,164	8,647	9,113	10,230
純資産 (百万円)	6,631	6,899	7,052	7,849
1株当たり純資産	570円33銭	595円88銭	630円46銭	701円80銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第78期の期首から適用しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社は、農業機械およびその他機械の製造、販売ならびに軸受加工を行っております。

		主 要 品 目
農 業 機 械	土づくり関連機 作 業 機	(肥料散布作業機) ライムソーワ、Mixソーワ、フレコンライムソーワ、フルーツキャスト、グランドエース、 ブロードキャスト、コンポキャスト、自走コンポキャスト、ブレンドキャスト、ブレンドソ ーワ (堆肥散布、尿散布作業機) マニアスプレッダ、パワープッシュマニア、自走マニアスプレッダ、バキュームカ
	エサづくり関連機 作 業 機	(播種作業機) ジェットシーダ (牧草刈取り作業機) フィンガーモア、ディスクモア、モアコンディショナ、フロントモア、パタフライ モア、フロントモアコン (牧草・ワラ拡散、反転、集草作業機) ロータリテッダ、ロータリレーキ、ツインレーキ、コンビレーキ (牧草・ワラ梱包、ラッピング作業機) 自走小型ロールベアラ、自走ロールベアラ、ミニロールベアラ、パワーロールベアラ、パワ ーカットロールベアラ、クローラロールベアラ、可変径ロールベアラ、自走ラップマシ ーン、ミニラップマシーン、オートラップマシーン、フルオートラップマシーン、リモコンラ ップマシーン、コンビラップマシーン (運搬作業機) プッシュオフトレーラ
	細断型シリーズ	(飼料用トウモロコシ・牧草・ワラ梱包、ラッピング作業機) 細断型ロールベアラ、細断型コンビラップ (自走式飼料刈取り・梱包作業機) 細断型ホールクロープ収穫機、汎用型微細断飼料収穫機
	除雪その他	(除雪、整地、融雪剤散布作業機) リヤグレーダ、スノープロウ、融雪剤散布車 (除草剤散布、防除、雑草刈取り、飼料用穀物粉碎、給餌、果樹園用枝処理作業機等) eポート、スプレーヤ、シュレツダ、ブームモア、オフセットシュレツダ、ミリングマシ ーン、自走給餌車、ロールカッタ、ペールフィーダ、カッティングフィーダ、ペールチョコッ パ、ペールカッタ、プランチシュレツダ
	軸 受 加 工	大型ベアリング旋削、転子旋削・研磨

(5) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社 ・ 工 場	三 重 県 名 張 市	東 北 営 業 所	岩 手 県 紫 波 郡 矢 巾 町
札 幌 工 場	北 海 道 札 幌 市	南 東 北 営 業 所	宮 城 県 黒 川 郡 大 衡 村
札 幌 営 業 所	北 海 道 札 幌 市	関 東 営 業 所	栃 木 県 小 山 市
豊 富 営 業 所	北 海 道 天 塩 郡 豊 富 町	関 西 営 業 所	三 重 県 名 張 市
北 見 営 業 所	北 海 道 北 見 市	中 国 営 業 所	岡 山 県 津 山 市
中 標 津 営 業 所	北 海 道 標 津 郡 中 標 津 町	九 州 営 業 所	福 岡 県 八 女 郡 広 川 町
帯 広 営 業 所	北 海 道 河 西 郡 芽 室 町	南 九 州 営 業 所	宮 崎 県 都 城 市

(6) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
279名	2名減	43.7歳	14.8年

(注) 従業員数は就業人員です。なお、パートタイマーは含んでおりません。

(7) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 南 都 銀 行	30百万円
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	30百万円
株 式 会 社 中 京 銀 行	10百万円

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 14,000,000株 (自己株式2,906,218株を含む。)
 (3) 株主数 6,223名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
タカキタ持株会	1,903千株	17.2%
株式会社クボタ	660千株	5.9%
タナシン電機株式会社	630千株	5.7%
株式会社南都銀行	554千株	5.0%
株式会社三十三銀行	500千株	4.5%
タカキタ従業員持株会	423千株	3.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	410千株	3.7%
ヤンマーアグリ株式会社	380千株	3.4%
井関農機株式会社	300千株	2.7%
株式会社ヤハタ	250千株	2.3%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,906,218株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 本 充 生	
取締役専務執行役員	益 満 亮	管理本部長 山東五征高北農牧機械有限公司 副董事長
取締役常務執行役員	梨 原 弘 勝	軸受部担当 兼 経営企画室長
取締役常務執行役員	藤 澤 龍 也	製造開発本部・海外営業本部担当 兼 営業本部長
取締役執行役員	藤 原 康 弘	製造開発本部開発部長
取締役（常勤監査等委員）	沖 篤 義	
取締役（監査等委員）	沖 恒 弘	岩崎通信機株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	服 部 永 次	
取締役（監査等委員）	向 井 太 志	

- (注) 1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに他の監査等委員への情報提供、重要書類閲覧による内部統制システムの監視、内部監査室や会計監査人と監査等委員会との十分な連携を可能とし、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、沖 篤義氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役（監査等委員）のうち、沖 恒弘氏、服部永次氏および向井太志氏は、社外取締役であります。なお、当社は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対して、沖 恒弘氏、服部永次氏および向井太志氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 取締役（監査等委員）沖 恒弘氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）服部永次氏は社会保険労務士の資格を有しており、人事・労務管理および社会保険に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）向井太志氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度における取締役の異動は次のとおりです。
- ① 2023年6月22日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役沖 篤義氏は任期満了により退任いたしました。
 - ② 2023年6月22日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、取締役(常勤監査等委員)松村篤樹氏は任期満了により退任いたしました。
 - ③ 2023年6月22日開催の第79回定時株主総会において、藤原康弘氏は新たに取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任され就任いたしました。
 - ④ 2023年6月22日開催の第79回定時株主総会において、沖 篤義氏は新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、その保険料は、全額当社負担としております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の指名・報酬委員会で審議します。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、定められた役員報酬要領（役員報酬基準）に基づき代表取締役が作成した取締役報酬案を、任意の指名・報酬委員会において審議し、その結果を取締役会に対して答申します。取締役会はその答申を最大限に尊重し決定します。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議によって固定報酬を決定し、代表取締役に報告します。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社は取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関して「経営感覚に優れ、企業方針を實踐する優秀な人材を確保できる、競争力のある報酬体系」「短期および長期の企業業績との連動性を重視し、持続的な企業価値向上を動機付ける報酬体系」「株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たせる透明性、公正性、合理性の高い報酬体系」を方針として定めております。

b. 基本報酬（固定報酬）に関する方針

経営監督・業務執行を担う職務に対する対価として固定報酬を支給しております。

c. 業績連動報酬等（変動報酬）に関する方針

短期および中期の企業業績との連動性を重視し、持続的な企業価値向上を動機付ける報酬体系とすることを目的として、一定期間における業績の達成度、変化度を評価して変動報酬を支給しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬と業績に係る変動報酬で構成され、固定報酬については、新任取締役を除き、役位と等級によって概ね6割から8割、変動報酬を4割から2割とし、さらに変動報酬を「業績評価」と「業績連動」に区分し評価、決定しております。

「業績評価」は、経営管理に対する活動について、事業計画に対する売上高、営業利益、営業利益率、ROEの達成度により評価する「全体的活動評価」と担当部門における部門管理、計数管理等により評価する「担当部門活動評価」により構成されます。「業績連動」は一定期間の売上高、当期純利益から算出した掛率により評価されます。

e. 非金銭報酬等に関する方針

取締役（監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。）に対して、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高める報酬体系とすることを方針とし、株式報酬型ストックオプションを支給しております。

当該ストックオプションは、業績を反映し株主との利益を共有するインセンティブ報酬であり、役位間の割当個数を3倍以内とし、役位別の基準割当個数に対して当該事業期の累積変動掛率と株主総利回り率から算出した掛率により割当個数が決定されます。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給しております。

g. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社では、a～eの方針を踏まえ、役員報酬要領および役員報酬基準に基づき代表取締役が作成した取締役報酬案について、任意の指名・報酬委員会において審議しその結果を取締役に對して答申し、取締役会はその答申を最大限に尊重し決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	64,277	41,035	17,278	5,964	6
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	19,500 (9,000)	19,500 (9,000)	—	—	5 (3)
合計 (うち社外取締役)	83,777 (9,000)	60,535 (9,000)	17,278 (—)	5,964 (—)	11 (3)

- (注) 1. 上表には、2023年6月22日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員であるものを除く。)1名および取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
2. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は売上高、営業利益、営業利益率、ROEの事業計画値に対する達成率および売上高、当期純利益の増減率であります。当事業年度を含む業績の実績値の推移は「1. 会社の現況に関する事項 (2)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
これらの指標を選択した理由は、指標が客観的な経営指標であること、指標等に関連する会社方針の浸透度や目標達成割合、課題の改善状況を一定の基準により計数評価できるためであります。当社の業績連動報酬(変動報酬)は、職位別の基準額に対し各指標の事業計画達成率(業績評価)および売上高・当期純利益の一定期間の前年比増減から算出した掛率(業績連動)を乗じたもので算定されております。
4. 非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストックオプションであります。
また、当事業年度における交付は「会社の新株予約権等に関する事項」(電子提供措置事項)に記載しております。
5. 当社では2015年6月26日開催の定時株主総会において監査等委員であるものを除く取締役の金銭報酬限度額を月額6,700千円以内(使用人部分を除く。)と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は5名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の定時株主総会において、ストックオプション報酬額として月額16,500千円以内、新株予約権数の上限を年330個以内、各新株予約権の目的である株式の数を100株(監査等委員および社外取締役は付与対象外)と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員および社外取締役を除く)の員数は5名です。
6. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の定時株主総会において月額3,000千円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
7. 当事業年度にかかる取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役社長に対して各取締役(監査等委員であるものを除く。)の担当部門の部門活動および業績等を踏まえた評価を委任し、代表取締役社長が作成した取締役報酬案を任意の指名・報酬委員会において審議し、その結果を取締役に答申しております。取締役会はその答申を最大限尊重し、決議しております。
8. 取締役会は、当事業年度にかかる各取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が、役員報酬要領(役員報酬基準)と整合していることや、任意の指名・報酬委員会からの答申が反映されていることを確認しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役(監査等委員)沖恒弘氏は、岩崎通信機株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 沖 恒 弘	当事業年度の任期中に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会17回のうち17回全てに出席いたしました。経営陣から独立した客観的立場と、公認会計士および税理士としての財務および会計に精通した専門的知見から、基幹システム更新や税務・会計手続に関する助言等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、業務執行やリスクマネジメント、内部統制に関する助言と提言を適宜行っております。また、監査等委員会において内部監査に関する状況、内部統制システムの状況、重要な会計処理の判断に関する状況などについて、積極的に報告を求め、意見を述べております。
社外取締役（監査等委員） 服 部 永 次	当事業年度の任期中に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会17回のうち17回全てに出席いたしました。長年にわたる金融機関における経験と社会保険労務士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、労務管理を中心に業務執行に関する助言・提言を行っております。また、監査等委員会において内部監査に関する状況、内部統制システムの状況、重要な労務管理手続きの判断に関する状況などについて、積極的に報告を求め、意見を述べております。
社外取締役（監査等委員） 向 井 太 志	当事業年度の任期中に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会17回のうち17回全てに出席いたしました。経営陣から独立した客観的立場と、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、業務執行やガバナンスに関する助言・提言を行っております。また、監査等委員会において内部監査に関する状況、内部統制システムの状況、重要なコンプライアンスの判断に関する状況などについて、積極的に報告を求め、意見を述べております。

(注) 当社では2023年1月27日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として任意の「指名・報酬委員会」の設置を決議しております。委員構成は、社外取締役（監査等委員）服部永次氏を委員長として、代表取締役社長 松本充生氏、社外取締役（監査等委員）沖 恒弘氏、社外取締役（監査等委員）向井太志氏の4名であります。

なお、当事業年度において同委員会を7回開催しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は、2023年6月22日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	アーク有限責任監査法人	有限責任 あずさ監査法人
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,000千円	1,000千円
会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	24,000千円	1,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,587,336	流動負債	2,166,491
現金及び預金	1,136,022	支払手形	6,267
受取手形	55,338	電子記録債権	1,034,286
電子記録債権	1,846,467	短期借入金	274,289
売掛金	1,335,059	未払費用	70,000
商品及び製品	999,975	未払法人税等	105,539
仕掛品	176,743	未払消費税等	187,764
原材料及び貯蔵品	405,058	未払消費税等	213,143
前払費用	17,667	契約負債	40,322
未収入金	602,742	製品保証引当金	8,891
前渡金	11,110	賞与引当金	34,780
その他の流動資産	1,149	リース負債	123,975
固定資産	3,642,666	その他の流動負債	12,883
有形固定資産	1,854,294	固定負債	213,612
建物	900,870	長期預り保証金	10,988
構築物	69,485	リース負債	28,252
機械及び装置	195,993	退職給付引当金	21,101
車両運搬具	12,475	役員退職慰労引当金	4,100
工具器具備品	34,609	繰延税金負債	149,169
土地	559,638	負債合計	2,380,103
リース資産	41,135	(純資産の部)	
建設仮勘定	40,085	株主資本	7,138,278
無形固定資産	117,537	資本金	1,350,000
ソフトウェア	117,537	資本剰余金	832,196
投資その他の資産	1,670,834	資本準備金	825,877
投資有価証券	1,278,321	その他資本剰余金	6,319
出資金	7,260	利益剰余金	5,806,774
関係会社出資金	152,512	利益準備金	204,500
その他の投資	233,295	その他利益剰余金	5,602,274
貸倒引当金	△555	別途積立金	4,800,000
資産合計	10,230,003	繰越利益剰余金	802,274
		自己株式	△850,692
		評価・換算差額等	647,292
		その他有価証券評価差額金	647,021
		繰延ヘッジ損益	271
		新株予約権	64,328
		純資産合計	7,849,899
		負債純資産合計	10,230,003

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,482,953
売上原価	5,733,556
売上総利益	2,749,397
販売費及び一般管理費	1,776,501
営業利益	972,895
営業外収益	62,911
営業外費用	5,415
経常利益	1,030,392
特別利益	1,654
固定資産売却益	1,654
特別損失	32,422
固定資産廃棄損	8,422
環境対策費	24,000
税引前当期純利益	999,624
法人税、住民税及び事業税	287,882
法人税等調整額	18,921
当期純利益	692,820

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 タカキタ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
大阪オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 二階堂 博文
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 辻 是人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカキタの2023年4月1日から2024年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内

部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

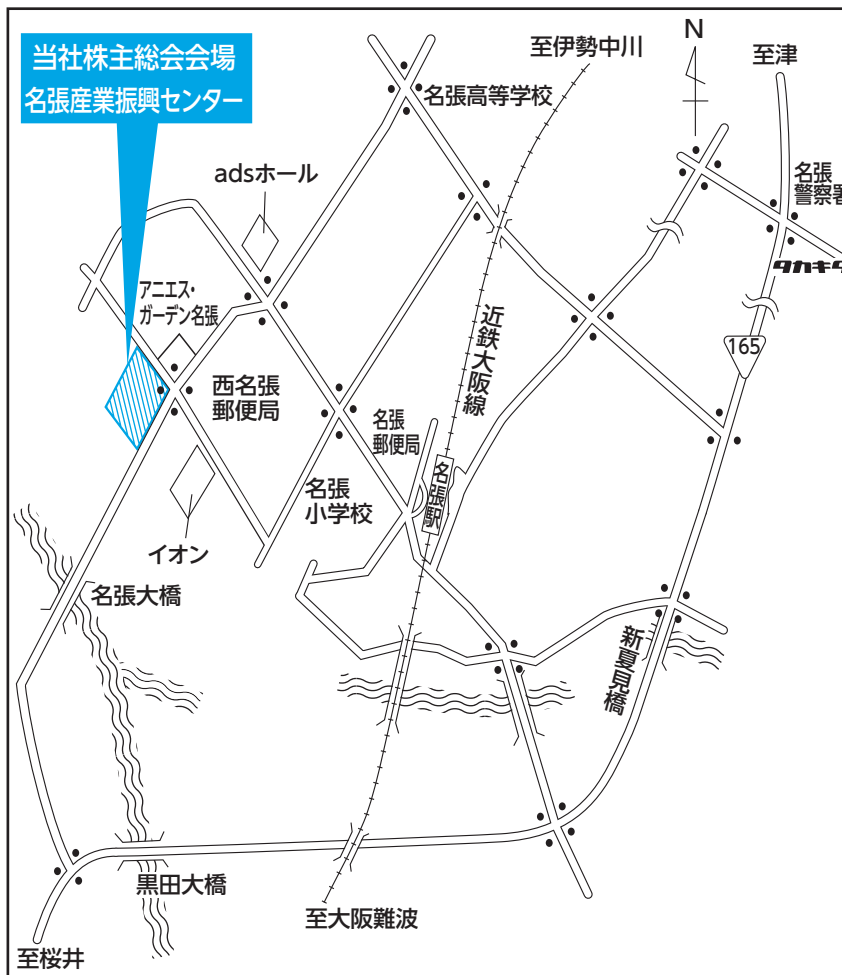
株式会社タカキタ	監査等委員会
常勤監査等委員 沖 篤 義 ⑩	
監査等委員 沖 恒 弘 ⑩	
監査等委員 服 部 永 次 ⑩	
監査等委員 向 井 太 志 ⑩	

(注) 監査等委員沖恒弘、服部永次及び向井太志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

三重県名張市南町822番地の2 名張産業振興センター 1階多目的ホール
近鉄大阪線 名張駅より徒歩約13分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

